

第4回 日野市住宅マスタープラン改訂検討委員会 要 点 録

【日 時】平成27年1月16日（金）10時～12時

【場 所】日野市役所 101会議室

【内 容】議事 日野市住宅マスタープラン素案について

【出 席 者】15名

（1）委員（学識経験者）：2名

（2）委員（公募市民）：2名

（3）委員（関係団体）：4名

（4）事務局：7名（まちづくり部長、都市計画課3名、
コンサルタント3名）

【要 点 録】

事 務 局：第4回日野市住宅マスタープラン改訂検討委員会を開催する。

まちづくり部長より開会の挨拶をする。

配布資料を確認する。

本日の委員会に対する傍聴の希望者はなし。

委 員 長：議事に入る。

議事について、説明を事務局に指示。

まず前回議論できなかった5章、6章を説明してほしい。

事 務 局：5章、6章について素案を説明する。

委 員：平山中学校区内においては、区画整理が施行中で田畑が残存する地区と、大規模開発で整備された京王平山住宅地が存在する。住宅地としての環境の違いが大きいため、小学校単位で区分してもよいのではないかと。

委 員 長：地域包括ケアなどの公共サービスを考える上では、中学校区を単位区とした方が適切と考える。より細かい住環境の問題については、都市計画マスタープランの改訂時に検討を行えばよいと思う。今回は、その際の議論につながる資料としてほしい。

委 員：高齢者向けに情報が偏っている資料に見えるため、子育て世帯向けの小児科の情報も記載した方がよい。

事 務 局：子育て向けの施設として、児童館、幼稚園・保育園等を載せている。また病院の診療科については分けると煩雑になるため、分けていない。

委 員 長：性質の異なる住宅地が含まれている中学校区に関しては、それぞれの住宅地の特長について細やかにコメントした方がよい。子育て環境についてもコメントを補強してほしい。

副委員長：P74において「政策」と「施策」の2つの言葉が使われていることには意図が

あるのか。意図がないのであれば統一することが望ましい。

副委員長：P 7 6 の「銀行員や不動産業を営む・・・」という表現は唐突感があるため、「地域にアプローチする事業者である」等の説明を付す必要がある。

P 7 5 の「居住支援」の説明が巻末に付されているのは分かりにくい。また、「居住支援」とはハードとしての住宅の提供のみではなく、そこでのサービスや日常生活支援もまとめて居住支援であるという説明が適切である。

委員：本住宅マスタープランの10年間の計画期間終了後には、空き家率が約24%に達するという推計が示されている。空き家を発生させない努力や意思を示す文言が含まれるとよい。

事務局：ご指摘の通り、空き家発生予防の観点は重要だと認識している。空き家発生防止に対する本市の意思をしっかりと示す文章を検討する。

委員：（仮称）日野市居住支援協議会（以下、居住支援協議会）は、住宅困窮者の住まいの支援に特化した組織を想定しているのか、もしくは広く市民を対象とした住まいの支援を想定しているのか。

事務局：住宅セーフティネット法に基づく協議会であり、まずは住宅困窮者を対象に考えている。この組織体と（仮称）空き家（住宅ストック）活用推進協議会（以下、空家活用協議会）で分担して住まいの支援を推進していく考えである。

委員：（仮称）住環境マネジメント組織、居住支援協議会、空き家活用協議会の3つの組織は、市が主体となって取り組むのか、市民住民から立ち上がる組織なのか。

事務局：住環境マネジメント組織は、地域発意、地域主体となることを想定している。居住支援協議会、空き家活用協議会は、立ち上げから行政が先導して進め、行政が事務局を務めることとなる。

委員：P 7 4 の図は、住環境マネジメント組織が土台になって、その上に空き家活用協議会、居住支援協議会が設置されるような図になっている。住環境マネジメント組織の構成規模に比例した個々の居住支援協議会が組織されるということか。

事務局：空き家活用協議会、居住支援協議会は、それぞれ一つ組織化し、それぞれの協議会の声かけなどにより個々の住環境マネジメント組織を立ち上げていってもらうというイメージを持っている。組織の図の示し方は検討する。

委員：3つの組織は、横断的な部分が大きく実現性に疑問がある。特に、住環境マネジメント組織は、様々な地域特性に対応する必要があることから、中学校区よりも小さい単位での活動が想定される。

委員長：3つの組織は、実施プログラムをきちんと策定し、どのような手順で検討を進めていくか明確にしないと、立ち上げたのみで形骸化する恐れがある。次年度以降、前に進むような実効性のある対応をしてほしい。

住環境マネジメント組織は中学校区ではなく、小学校区や小学校区よりもさらに小さい単位区が考えられる。まちづくり条例に基づく現行のまちづくり協議会は小学校区よりも小さい単位区で構成されている。

委員長：議事について、説明を事務局に指示。

1章、2章の説明してほしい。

事務局：1章、2章について素案を説明する。

委員：住宅困窮者と住宅確保要配慮者の用語の使い分けあるのか。

委員長：国の住宅確保要配慮者の定義とは異なる対象として、市で住宅困窮者と表現することもある。検討して用語の意味を規定してほしい。

事務局：住宅確保要配慮者には、一時的・緊急的な住宅の確保という観点で、被災者やDV被害者も入っている。住宅マスタープランでは、緊急的な措置というより、一定期間の継続性のある居住を対象が中心であることから、分けて考えている。

委員長：P23の2-4「日野市の上位計画」には第5次日野市基本構想・基本計画を追加することが好ましい。また、現在示されている計画は、上位計画のみではないためタイトルを「日野市の上位計画・関連計画」とするべき。

委員：P3において「都心へのアクセスが良く、交通利便性が高い」としているが、市内を移動する際の利便性を考えると、この表現には違和感がある。

委員長：「都心へのアクセスはよいが、より拡充が必要」などの表現とすることが望ましい。

事務局：他市と比較すると交通利便性が高いと考えている。内容を再度検討する。

副委員長：「民営借家」と「民間賃貸住宅」の2つの用語が使用されているが同じ意味か。

事務局：統計上の用語として「民営借家」という用語を使用している部分があるが、意味は同じである。表中に「民営借家」を使用している箇所は注釈を付し説明したい。

委員：P40公的賃貸住宅の状況のデータは、いつ時点のものか明記してほしい。

委員長：議事について、説明を事務局に指示。3章、4章の説明してほしい。

事務局：3章、4章について素案を説明する。

委員長：P46の取組み4-1、2つめの項目は、高齢者の介護事業、生活支援、子育て支援の需要によって、住宅地における在宅勤務やストックを活用した新たなライフスタイルが可能になりつつある。そして、都心に勤め郊外住宅地に住むというライフスタイルではない方にも適合的な市であることを表現する内容にしたほうが良い。

副委員長：ヘルスケア・ウェルネス戦略とは何か。ここで示す意義はあるのか。

事務局：ヘルスケア・ウェルネス戦略とは、市で行っている健康維持の取組みのことで、市長の所信表明でも示されている。その他、分かりにくい用語については、巻末で解説する。

委員長：用語解説で説明を行っている用語には、用語解説を参照する旨を示すこと。

委員：P43の生活保護受給延世帯数が重複を含む旨は、グラフ中の注釈だけではなく本文中にも説明を加えるべきである。

委員長：P55取組み6-4の2つめの項目の「入居する学生に対しては自治会活動

や…義務付けること等により…」は「参加を条件に」等の表現にすることが好ましい。

委員：P 5 2 取組み 5－3 「…高齢者専用賃貸住宅等、市内の高齢者向け住宅については、需給状況を把握した上で整備を図ります」としている。高齢者専用賃貸住宅の制度は廃止されているため、「整備を図ります」という表現と矛盾する。

委員：高齢者向け住宅でサービスを行う事業者への報酬が減額されている中で、地域包括ケアを推進するためのサービスを併設するよう誘導することは現実的なのか。

事務局：在宅で住み続けてほしいほしいという視点で書いているが、内容に矛盾がないか再度、所管する福祉部署と調整する。

委員長：家賃を抑えた地域住民居住型のサ高住もある。コミュニティで住み続けられる住宅とサービスの提供をどのように行っていくのか、重要な箇所のひとつなので明確に示すべきである。

本文中の「住環境」「住まい・環境」の概念を整理して、使い分けてほしい。

委員：P 3 1 の「住まいの相談窓口の設置」は、住まいを確保するための相談窓口と捉えられる可能性があり、空き家の活用も含めた相談窓口であれば、「住まい・住環境の相談窓口」とした方が良いのではないか。

委員長：P 3 7 の「地域コミュニティ」は良く使われる用語ではあるが、「コミュニティ」で統一したほうが良い。

委員：P 2 8 の取組みの類型 3 「市営住宅の適切な運営」は、本文中の表現と統一し、維持管理の推進についても明記したほうがよい。

委員：P 3 2 取組み 1－4 の「…築年数が経ち古くなくても味のある家」という表現は、個人的には好きな表現だが、住宅MPとして適切か、文言を検討してほしい。

委員：住環境マネジメント組織と 2 つの協議会を立ち上げるのであれば、この組織と関連する取組みは「検討する」ではなく、「推進する」と表現してはどうか。

委員：P 3 8 の「生産緑地は・・・一斉に解除されることとなります」は、「解除の要件を満たす」等の表現のほうが適切である。

委員長：P 3 6 の 2) において地区計画が策定された地区では高齢化の進行が早いとしているが、地区計画の策定が高齢化の要因とは一概には言えない。この項目は再検討してほしい。

委員：P 4 4 ライフライン事業者という言葉は一般的に使われている用語か。

事務局：住宅セーフティネットコールセンターでは、電気、水道事業者と協定を結んで見守りを行っており、これらの日常的に検針等を行う事業者を指している。用語解説に入れて、分かりやすいよう配慮する。

委員：本住宅マスタープラン素案では、社会福祉協議会に関する記述が見受けられないように思うが、社会福祉協議会との連携については記載しなくてよいのか。

事務局：社会福祉協議会の方と対応を協議する。

委員 長：素案の各取組みの「推進します」「検討します」「進めます」等の表現は、序列を整理してレベルを整理すること。

委員 長：素案について意見があれば、後日事務局に伝えてほしい。

事務局：今回の素案の修正を行った後、平成27年2月2日(月)から市民に公開しパブリックコメントを行う予定と考えている。

第5回改訂検討委員会は平成27年3月6日(金)10時より。505会議室を予定。(※後日変更し、3月5日(木)17時半より、とした)